



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 11 月 10 日（月曜日） 第 662 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定（4 件）……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定（3 件）……………（自然環境課） 2	
○保安林の指定予定の通知（3 件）……………（ ” ） 2	
公 告	
○土地改良区の役員の就任の届出……………（団体指導検査課） 3	

告 示

宮崎県告示第 735号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 11 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字崎山乙2248－3

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 736号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 11 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字唐木野庚 635－1、字釘野々庚1123－5、庚1123－8

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 737号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 11 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字アマリ 5748（次の図に示す部分に限る。）、5740から5747まで、5753－1から5753－3まで、5755、5758－1、5758－2、5760、5761、5763、5764、字薮ヶ谷5766、5769－1、5770

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 738号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 11 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字岩立山 890－11

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 739号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字高原9625、9627
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 740号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字大鉾ヶ平 10961
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 741号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字瀬之口丙2、丙4－1、丙13、丙13－1、丙14、丙17、丙24、丙26－1、丙41－1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 742号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字久木ケ尾 5263－1、5263－2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 743号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小糸市南西方字小ノ山5474－1、5474－2、5475、5475－乙、5476－1、5477
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 744号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字秋丸62
65－1、6272、6274－8、6274－35、6274－43、字佐渡脇6293－
8、6319－1 から6319－3 まで、6319－5、6319－6、6325、63
30－3

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、庄内土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 7 年11月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	平 島 眞由美	都城市乙房町1482番地 1
理 事	立 野 良 子	都城市乙房町 507番地

（任期：令和 9 年11月 6 日まで）

--	--